

市川第 20210326-0166 号
令和 3 年 4 月 1 日

公募型プロポーザルの実施について

市川市観光振興ビジョン策定事業の公募型プロポーザルを実施しますので、下記の通り公告します。

市川市長　　村越　祐民

記

1. 件名

市川市観光振興ビジョン策定業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで

3. 委託概要

市川市観光振興ビジョンを策定するもの。

* 詳細については、市川市観光振興ビジョン策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を確認すること。

4. 参加資格

本プロポーザル参加申請日において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）の中分類「地域計画」に登録している者。
- (2) 本プロポーザルの公告日より過去 5 年間において、観光振興に係る計画策定業務を、国、地方公共団体又はそれに類する団体から元請けとして受託し完了した実績を有する者。
- (3) 仕様書「1.2 業務従事者の適正な配置」の通り技術者を配置できる者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- ④ この公告日から候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は指名除外を受けている者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事業に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）がプロポーザル参加申請をした場合における当該組合理事が所属する他の法人若しくは個人
- ⑦ プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ⑧ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

*本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

5. 手続き等

（1）主管課

市川市　観光部　観光政策課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

電話番号：047-711-1688

メールアドレス：kankoseisaku@city.ichikawa.lg.jp

（2）参加申請書類の受付

- ① 受付期間　　令和3年4月14日（水）から令和3年4月16日（金）まで
- ② 提出方法
 - ・提出は、主管課に郵送または持参とする。
 - ・受付は、開庁日の午前9時から午後5時までとし、最終日のみ午後4時までとする。
 - ・郵送の場合においては、配達証明付書留郵便とし、提出期限までの必着とする。
 - ・持参の場合においては、事前に主管課へ電話にて連絡し、提出日時について指示を受けること。
- ③ 提出書類　　別紙「市川市観光振興ビジョン策定業務委託　公募型プロポーザル応募要領」及び各種様式を参照すること。

6. その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 詳細については、別紙「市川市観光振興ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル応募要領」等を参照すること。

以上